

●香川県告示第255号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成19年4月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 所在地  
変更前 三豊市山本町財田西375  
変更後 三豊市高瀬町下勝間2344番地10
- 2 名称  
変更前 山本町商工会  
変更後 三豊市商工会
- 3 売りさばき場所  
三豊市山本町財田西375